

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和8年4月16日

廿日市市長 松本太郎



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ザ・ビッグ宮内店

(2) 所在地

廿日市市宮内字北山1268番地1外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

3 変更の日

別紙中「変更年月日・理由」に記載のとおり

4 変更する理由

別紙中「変更年月日・理由」に記載のとおり

5 届出年月日

令和8年4月8日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和8年4月16日から令和8年8月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月16日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課

(別紙)

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 山口 普
有限会社フラワーショップみなと	広島市西区井口五丁目25番15号	代表取締役 坪原 哲則
有限会社ファッションハウス・ジュン	廿日市市宮内四丁目13番23号	代表取締役 今井 敏之
株式会社 タカキベーカーリー	広島市中区鶴見町2番19号	代表取締役 坂本 和久
株式会社イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神永2535番2	代表取締役 松本 昌之
株式会社ボストン	広島市中区小網町5番3号	代表取締役 栗栖 一典
株式会社 ナガヤハウジング	広島市安佐南区大町東二丁目13-19	代表取締役 長屋 隆秀

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 山口 普	変更なし	
有限会社フラワーショップみなと	広島市西区井口五丁目25番15号	代表取締役 山下 泰司	令和2年 10月1日	代表者変更
有限会社ファッションハウス・ジュン	廿日市市宮内四丁目13番23号	代表取締役 今井 敏之	変更なし	
株式会社 タカキベーカーリー	広島市中区鶴見町2番19号	代表取締役 坂本 和久	変更なし	
株式会社イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神永2535番2	代表取締役 松本 昌之	変更なし	
株式会社ボストン	広島市中区小網町5番3号	代表取締役 栗栖 一典	変更なし	
株式会社 ナガヤハウジング	広島市安佐南区大町東二丁目13-19	代表取締役 長屋 隆秀	変更なし	